

鹿児島市立伊敷台小学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

つよい体とやさしい心をもち、自ら考え、磨き合い、
共に輝く子どもの育成をめざす
～創造「夢の里」～

【いじめ防止対策委員会】

（目的）

「いじめはどこにでも起こりうる」という基本認識に立ち、「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校長のもと、学校全体で組織的な取組を行う。早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない風土を形成するための「予防的・開発的」な取組を積極的に展開し、いじめのない「夢の里」づくりに全力で取り組む。

（組織構成）

校長 教頭 3主任 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー
(必要に応じて当該学級担任)

【家庭・地域との連携】

P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

【関係機関等との連携】

いじめ問題の解決のため、市教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて、警察や民生委員等の地域の関係機関と連携を行う。

【教育活動において】

わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

【児童が主体となる活動】

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり児童は大きく変容する。

【いじめの防止】

○ 教職員の意識高揚

児童や学級の状況を理解するために、教職員が児童の目線に立ち、物事を深く見つめ、表面的には見えにくい事象に気付くと共にその背景まで思いを巡らせ、個々の置かれた状況や心の状態を読み取るようにする。

○ 児童に育むこと

「いじめは、人権を踏みにじる行為であり、人として決して許されない」ことを、児童の心に深く刻み込む。道徳教育や集団活動等によって、生命尊重の精神や自尊感情に基づく他者理解や人権感覚を育むとともに、ルールや規律を大切にしたい安心安全な学校をつくらうとする態度を育む。

○ 保護者への働きかけ

P T Aの各種会議や学級P T A等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

【いじめの早期発見】

○ いじめに気付く教職員の意識を高める

人権感覚を磨き、児童の言葉を適切に受けとめ、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢をもつ。集団の中で配慮を要する児童に気付き、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高める。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや言動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

○ 早期発見の手立て

- ・ 休み時間や放課後等の機会に、児童の様子を注意深く見守る。
- ・ 日記等を通して、担任と児童・保護者が日頃から連絡・連携を密に取り合うことにより、信頼関係を築く。気にかかる内容に関しては、迅速な家庭訪問や教育相談等の実施により対応する。
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 学期1～2回（及び実態に応じて随時）、いじめに関するアンケートを実施する。

【いじめに対する措置】

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

- いじめ情報のキャッチ、正確な実態把握
- 指導体制・対応の方針の決定
- 保護者との連携・説明（直接）
- 児童への指導・支援
- 今後の対応

【校内研修】

○ 生徒指導事例研修会等の校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

○ 教職員一人一人が様々なスキルや指導法を身につけるなど、教職員の指導力やいじめの認知力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。

○ 学校ネットパトロール事業結果の積極的活用

○ いじめ対策必携・生徒指導リーフレット

○ 各関係機関から配布される啓発資料の共通理解・授業での活用

(1) いじめの防止等に関する学校の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携していかねばならない。

鹿児島市立伊敷台小学校（以下、「本校」という。）の児童がいじめでつらい思いをすることがないように、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」との意識をもち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、児童も安心して豊かな集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していかねばならない。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めるようにいじめが行われなくなるようにする。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という認識に立つ。
- いじめられた児童の立場に立ち、児童の生命・心身の保護を最重要として解決に当たる。
- 家庭・地域との連携を密にして、関係者がそれぞれの役割を果たしながら組織的に問題の克服に当たる。

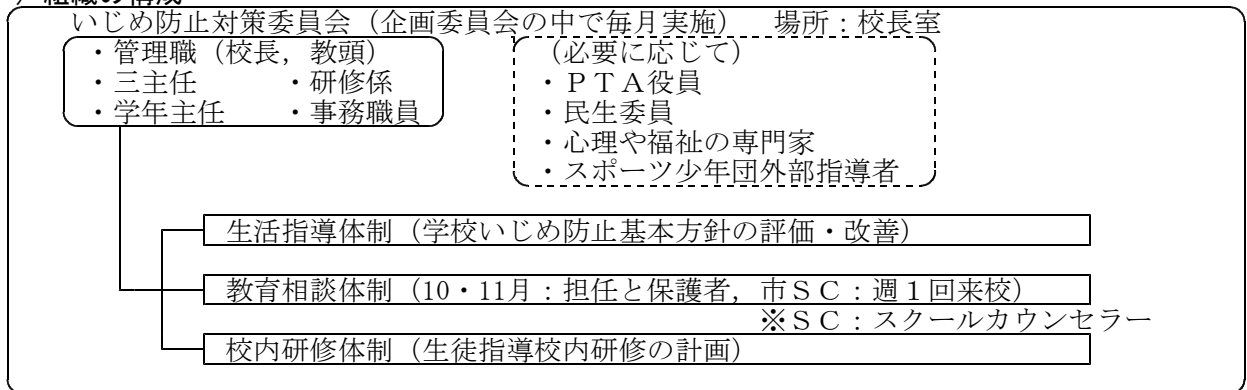
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止対策推進法第22条に則り、いじめの問題に対する指導體制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行っていく。また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。

————— < 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) > —————

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(ア) 組織の構成



(イ) 連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部 (少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島西警察署	285-0110
伊敷交番	229-2239
県総合教育センター教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市こども福祉課	216-1260

(3) いじめの未然防止

いじめほどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(ア) いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」、「人権月間」等で、全校児童を対象に、いじめ問題に関する講話等を行う。
- イ 児童理解の時間を毎週の学年会の中に位置付け、情報の共有化を図るとともに、学年代表はいじめ防止対策委員会で報告をする。
- ウ 4月及び9月の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

(イ) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 児童会活動・児童総会等でのいじめの防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。(標語・ポスター募集)
- イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
- ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
- エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。
- オ 豊かな感性を培う読書活動を推進する。

(ウ) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 教師は、人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て、日々の学級経営に反映させる。
- イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- ウ 一人一人のよさを活かした分かる・できる授業づくりを推進する。
- エ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。
- オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
- カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。(児童総会、クラブ活動、委員会活動等)
- キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。
- ク 担任が学年・学級PTA活動に参加し、情報収集等、いじめ発生防止に努める。

(エ) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身のよさを認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
- イ 全校朝会等での表彰式や学校だよりなどを利用し、児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介し、自己有用感を高める。
- ウ 教師は、暴言などの否定的な発言をせず、プラス思考の発言に努める。

(4) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

そのために、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には下の6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日ごろから教職員同士(放課後、学年会など)や保護者(放課後、教育相談日、連絡帳、学級PTAなど)、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生活指導係	・「いじめに関するアンケート」の実施と実態把握(学期1～2回) ・学年主任、生徒指導主任への報告
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係 学年主任	・生徒指導校内研修や学年会での読み合わせと確認(学期始め、問題発生時)
○ 計画的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・保護者との意図的・計画的な教育相談(10・11月、随時) ・子どもとの意図的・計画的な教育相談(随時)
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教育相談係 生活指導係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配布と周知(4月)
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年主任	・学校だよりやPTAの会合
○ SOSの出し方に関する教育	生活指導係 教育相談係	・職員朝会等での確認・児童への指導・保護者への啓発・スクールカウンセラーとの連携

(5) いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等二人以上で事情を聴き取り、確認した上で統一様式用の紙に記入する。生徒指導主任が、その日に、いじめ問題等対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

(6) いじめ対応の基本的な流れ

いじめの情報をキャッチ

情報を得た職員や担任は、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長へ報告し(情報を共有)、初期対応の指示を仰ぐ。

正確な実態把握

指導体制・方針決定

児童への指導・支援

今後の対応

(情報収集・事実確認)
即日対応を原則とする

- ・聞き取る項目の策定(個別の事例ごとに関係者で確認し、意志を統一する)
- ・当事者双方、周りの子どもや保護者などから聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・一つの事案にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- ・記録を基に指導方針を明確にする。
- ・記録については、可能な限り迅速に整理し、資料としてまとめ共有化を図る。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。(職員朝会等での報告)
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・いじめの内容によっては、教育委員会、関係機関との連携を図る。

- ・いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに、相手の苦しみや傷みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- ・直接会って説明し、具体的な対策を話す。子どもが保護者に話す前に家庭訪問等を行い(子どもと共に家庭を訪れ)、事情を説明する。
- ・学校での聴き取りの結果だけでなく、家庭での聴き取りも依頼し、両者の保護者が納得できるよう助言する。

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる。
- ・心の教育の充実を図り、だれもが大切にされる学級経営を行う。(人権教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、学級通信等による連携)
- ・授業参観(道徳の時間など)、学級PTA等で「いじめ」の定義や現状・課題などを取り上げる。
- ・関係保護者との定期的な連携に努める。

(7) いじめの判断基準

(ア) いじめの定義から

一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(イ) いじめの態様から

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句を言われる等
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる等
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする等
- エ 金品をたかられる等
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする等
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる等
- キ パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる等

(ウ) 悪気があったか、いじめようという気持ちがあったかではない。行為の程度でもない。あくまでも、いじめられた側が心身に影響を受け、苦痛を感じたかどうかの問題である。

(エ) 具体的な対応の仕方

いじめられた児童への基本的なかわり方

- ① 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話や話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるように、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らずせかさず共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの児童からの情報も収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① “開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとするところがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ “いじめ”という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分のものがなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたは どう思う?」「あいてがただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる?」というように、“いじめ”という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子どものより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者等への対応

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ② はやし立てたり、見てみぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見てみぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、告げ口ではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(8) 重大事態への対処

(ア) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

<p>< 「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号) ></p> <p>生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神症の疾患を発症した場合
<p>相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)</p> <p>不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。</p>

イ 重大事態への緊急対応

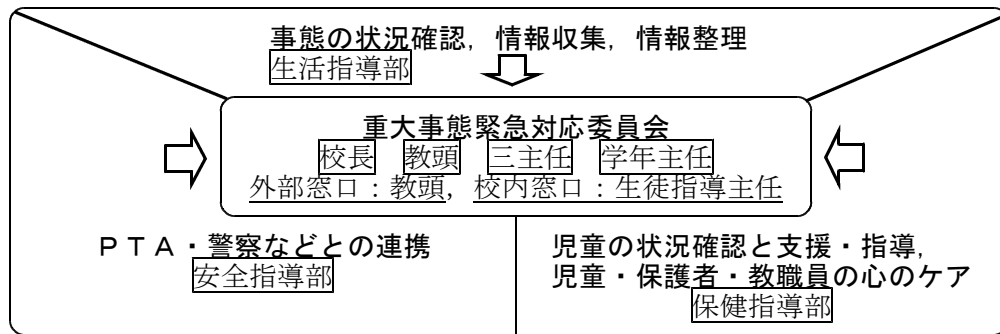
- 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、あらかじめ以下に例示するような対応について緊急対応策を策定しておき、チームを組織するなどして、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
 - ・事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・PTA・警察などとの連携など
- 市教育委員会との連携
 - ・情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(イ) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
 ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(ウ) その他留意事項

ア 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たった説明等

- いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、随時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

(9) ネット上のいじめへの対応

(ア) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うもの。

(イ) 未然防止のために

ア 学級PTA等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- ・ 児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。
- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている。」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有のトラブルも起こっているという認識をもつこと。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他のさまざまないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

〈早期発見の観点から〉

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付いて躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

イ 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させること

インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理をふまえた指導を行う。

(インターネットの特殊性をふまえて)

- ①発信した情報は多くの人にすぐに広まること。
- ②匿名でも書き込みした人は特定できること。
- ③違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④一度流出した情報は、簡単に回収できないこと。
- ⑤書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

(ウ) 早期発見・早期対応のためには

(関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応)

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例の場合は、警察等の関係機関と連携する。

(10) 年間指導計画

月	計画及び評価	未然防止の取組	実態把握・早期発見の取組	各教科・道徳の実践	児童会活動等	職員研修計画
4	年間及び1学期の活動計画の確認	学活・学級開き 学級目標の設定 家庭訪問	学級の児童の実態把握 (教育相談) 学校楽しーとの活用	「いじめ問題を考える週間」授業実践		学校基本方針の確認
5		ニコニコ月間の取り組み		道徳の実践	1年生を迎える会 ニコニコ月間標語・ポスター作成 児童總會	いじめアンケートの実施要項確認
6			いじめアンケート実施 いじめ不登校対策委員会 ネットアンケート実施			
7	1学期の活動反省	個人面談 SOS出し方教育				
8	2学期の活動計画の確認					生徒指導事例研修会
9		運動会に向けての取組 教育相談		「いじめ問題を考える週間」授業実践 道徳の実践	応援団練習	いじめアンケートの実施要項確認 人権同和教育事例研修会
10						
11	2学期の活動反省	個人面談	いじめアンケート実施 いじめ不登校対策委員会			
12	3学期の活動計画の確認	人権月間の取組 SOS出し方教育			人権月間に関する 掲示等	
1				「いじめ問題を考える週間」授業実践 道徳の実践		いじめアンケートの実施要項確認 生徒指導事例研修会
2	1年の活動反省 次年度の活動計画案作成		いじめアンケート実施 学校楽しーとの活用	道徳の実践	6年生を送る会	生徒指導事例研修会
3		個人面談 SOS出し方教育				

(11) その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。